

## ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）のごあんない



◀ホームページは  
こちらからどうぞ

## 1 制度概要

## (1) 対象者

中央区内に住所を有する、以下のいずれかの保護者

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方  
保護者の仕事や通院、学校行事などの理由で利用でき、保育認定の有無を問いません。
- ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  
ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。

(2) 対象児童 **未就学児(満6歳に達する年度の末日まで)**(3) 対象期間 **令和6年4月1日から令和7年3月31日まで**

※ 裏面の申請スケジュールをご確認ください。

(4) 利用時間帯 毎日 **午前7時から午後10時まで**(5) 利用上限 児童1人当たり**月12時間まで**（多胎児は児童1人当たり**月24時間まで**）

※ クーポンや福利厚生等の割引券等は併用できませんが、割引された金額は補助対象外です。  
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます（交通費に充てることはできません）。

※ 申請は、利用日ごとに1時間単位とします。（2時間30分ご利用の場合は、2時間または3時間で申請します。なお、1時間未満のご利用は対象外となりますのでご注意ください。）

(6) 補助上限額 1時間当たり **2,500円**

※ ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です）。  
また、家事援助、対象年齢外の兄弟の送迎、その他の付随サービスは本事業に含まれません。

(7) 対象事業者 **東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 認定事業者**

◀ 詳細は、東京都福祉保健局のホームページをご参照ください（随時更新）。

(8) 保育基準 **児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること**

ただし、共同保育（児童2人について、保護者とベビーシッターが共同して保育を行うこと。保護者は常に保育に関わっている必要があります。）の場合であり、かつ保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人でも補助対象となります。

## 2 利用の流れ

### ① 事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

### ② ベビーシッター利用（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

### ③ 区への申請（利用者⇒区）

【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

### ④ 補助金の交付（区⇒利用者）

審査に基づいて決定した金額を支払います（申請額より低くなる場合があります）。

## 3 申請方法

次の書類を、パーソルワークスデザイン株式会社（中央区委託事業者）へ郵送でご提出ください。

なお、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

※ 窓口へのご提出は、子ども家庭支援センター（中央区勝どき 1-4-1）で承ります。

### <書類提出先>

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋 WESTビル 2F

パーソルワークスデザイン株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 宛て

### 【提出書類】

- ① 中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書
- ② ベビーシッター利用内容内訳表
- ③ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
- ④ 領収書（原本）
- ⑤ 利用した児童名、利用日、利用時間、利用料等の明細が分かる書類

### 【申請スケジュール】

原則として、**※切日までに申請をお願いいたします。**

利用期間	申請※切日	区からの支払時期
令和6年4月～6月	7月22日(月)まで	8月末まで
令和6年7月～9月	10月21日(月)まで	12月末まで
令和6年10月～12月	令和7年1月16日(木)まで	令和7年3月末まで
令和7年1月～3月	<b>最終期限:令和7年4月14日(月)まで</b>	令和7年5月末まで

※1 最終期限前であれば、申請※切日を過ぎていても受け付けいたします。

※2 **最終期限を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。**領収書等のご提出が間に合わない場合は、その旨を明記の上、【提出書類】①②を必ず期限までにご提出ください。

## 4 その他

- 申請内容について、ご利用のベビーシッター事業者にお問い合わせの場合がございます。
- 厚生労働省が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

### <お問い合わせ>

パーソルワークスデザイン株式会社（中央区委託事業者） ☎ 0120-503-487

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月29日から1月3日を除く）